

# 不存在の「業務日誌」

## 再調査で見つかる

1/26NN21  
環境局  
大阪市残業問題  
カラ

大阪市環境局の西北環境事業センターでカラ残業などがあると、市民グループ「見張り番」が業務日誌を情報公開請求したのに対し、市が「作成する必要がないため不存在」と回答していた問題で、市の再調査の結果、業務日誌に類似する資料があったことが二十五日、分かった。不祥事が相次ぐ環境局の改革に向け、平松邦夫市長は年度内にも外部有識者による委員会を立ち上げる方針を明らかにした。

市民保健委員会  
市議会民生保健委員会  
で、辻隆隆議員（公明）の質問に答えた。同局は資料について、各環境事業センター・出張所（十一カ所）や収集班ごとに密式や名称が違い、保存期限も決まっていない個人資料のため公開しなかつたというが、「作成状況を把握せず、情報提供として不適切だった」と認め、「職員意識改革が徹底されておらず、市民の信頼を損ねた。誠に

申し訳ない」と謝罪した。見張り番の情報公開請求は、不正を告発した職員が「業務日誌で勤務状況が分かる」と指摘したことを受けて昨年三月に実施。その後、同七月から環境局は公文書として業務日誌を作成するようになったが、それ以前のものは「請求された趣旨の資料ではない」と判断した。

今月十五日に見張り番が、書類が「隠ぺい」されている」として情報公開の徹底を求める要望書を、平松市長に提出。市が徹底調査した結果、すべてのセンター・出張所で昨年四月分の書類が見つかったという。同局は「出欠状況や収集車両に乗り込む職員を記しており、超過勤務を記録したものでない」としている。

民生保健委員会では、辻議員が「内部の努力だけでは信用できない。市民の目線に立った改革を」と求めたのを受け、平松市長が外部有識者による委員会の設置を検討すると答えた。

### 大阪市環境局カラ残業疑惑

大阪市環境局職員の方だ。今月中旬の再請求を受け、カラ残業疑惑を追及する市民グループの情報公開請求に対し、平松邦夫市長が改めて調査を命じたところ、

### 「存在しない」文書発見

側が「存在しない」と回答していた業務日誌が、職場に保管されている日誌の一部が見つけた。環境局は「当初の調査が不十分だった」と謝罪した

### 市民団体が公開再請求 「調査不十分」と謝罪

が、「担当者の個人的資料で公文書に当たらず、本来なら公開する義務はないが、資料を提供する」と話す。

しかし、市民グループ「見張り番」の松浦米子代表世話人は「公文書の意図的な情報隠しではないかと感じる」として、一連の経緯について説明を求める考えだ。

### 医事振の貸付金 「全額回収困難」

難しいとの認識を示し、「申し訳ない」と謝罪した。

### 市議会委で 健康福祉局長

市は経営難の医事振を3月末までに整理し、老人保健施設を事業継続可能な法人に売却して返済に充てる方針。2月中旬までに売却先を正式決定するが、現時点で約3億8400万円の鑑定額を上回る価格で売却可能が見通し。しかし、医事振の基本資産1億円など合わせても貸付金の約26億円には届かないという。【井上直樹】

## 市営住宅エレベーター

## 住民ら閉じこめ72件

1/26Y29  
今年度

大阪市は25日、市営住宅エレベーターで住民らが閉じこめられるトラブルが今年度、72件起きていることを明らかにした。市では、他の市立施設も含め計約2600基を管理運営する公社に対し、過去5年間のト

ラブルの原因と対応を報告するよう求めた。市議会計画消防委員会が質問。市によると、市営住宅でのトラブルは、2003年度には51件だった

### 件、06年度89件と増加傾向。

原因は、機器不良や管理不十分が多いとしている。

# 平松市長「徹底調査」

1/26 Me 11  
大阪市

## 実はあった「不存在」文書 未明 異例の登庁

出勤状況や引き継ぎ

事項を記した文書が単なるメモなのか。

市民からの情報公開請求に対し、大阪市環境局が「不存在」として

非公開にした環境事業

センターの業務日誌の存在が25日に判明した

問題は、役所内で「公文書とは何か」との認識が共有されていない

実態をもあぶり出した。環境局の記者説明が同日夕刻から26日になっても断続的に続く中、戦後初の民間出身として情報公開の重要性を強調してきた平松

邦夫市長は未明に駆けつける異例の事態に。

思いとは裏腹な現実

初めて直面した平松市長は、この問題の徹底調査を約束した。

業務日誌は、市民団体「見張り番」の松浦

米子代表世話人が昨年4月に公開請求した

が、環境局は翌月、「作成していない」と非公開決定した。

ないはずのものが見つかったのは、平松市長が松浦さんから「意図的な日誌隠しでは」との訴えを聞き、今月15日に指示した調査の

結果だった。

環境局は「職員が私的に管理していたメモで公文書ではない」と

の説明を繰り返した。だが、見つかった日誌

は同一の書式も多く、

ごみ収集業務に誰が出勤し、どの収集車に乗

車したかをほぼ毎日記録。備考欄には引き継ぎ事項も記載されていた。

同市の情報公開条例

では、公文書を「職員が職務上作成し、組織的に用いるもの」として保有しているもの」と規定している。

「私的なメモとは考

えられない」と報道陣の追及を受け、総務局

が情報公開制度を所管する立場から現物を確

認。深夜に「公務遂行の日々の内容を管理する文書で、公文書として管理すべきだった」との見解を示した。

これに対し、環境局

は文書管理の不適切さは認められたものの、「作成した職員が個々に保

管し、組織全体で管理

しておらず、当時の決定はやむを得なかった」と主張し見解が分

かれた。

流れが変わったのは、平松市長が説明に

合流した26日午前1時

ごろ。環境局から市長

が聞いた内容を明らかにし、「メモとの認識し

かなかつたが、厳密に

言うともメモではなく公文書として管理すべき

だったと位置づけた。

報道陣の前で環境局

の担当者に聞いたです

場面もあり、平松市長

は「問題がどこにあったのか、とことんまで

調査する。責任の所在

も明らかにする」と言

明。「情報公開で、職員も心えてほしい。認識の違いを乗り越えられない部分を感じる」と思わずほやき、「情報公開、公文書とは何

や、ということを全庁的に徹底しないと」と

語った。



環境局職員に説明を求める平松市長（左）  
大阪府役所で26日午前1時27分、堀雅充撮影

# 「不存在」公文書あった

## 業務日誌、「メモ」と説明

1/61/25 大阪市

大阪市環境局が昨年5月、情報公開請求に対し「不存在」を理由に非公開決定した環境事業センターの業務日誌が存在していたことが分かった。情報公開条例を所管する市総務局は25日、現物を見た

を公開請求。市は翌月に非公開決定し、「かかる公文書を作成しておらず、存在しない」と理由を記した。しかし同7月以降の業務日誌については、「見張り番」が行った住民監査請求の過程で存在が確認され、その際、環境局は「日誌は昨年7月以降に作成を始めた」と説明した。

松浦代表世話人が改めて平松市長に調査を要望したところ、環境局はこの日の市議会委員会で、昨年4月分の業務日誌が見つかったと公表。文書については「現場の職員が個々に便宜的に作成していた。文書の存在を組織として把握していなかった。今後は書式を統一し公文書として扱いたい」と釈明。26日未明になって「公文書として認識、管理すべきで、不適切だった」と陳謝した。

平松市長は「申し訳なかつた部分がある」と感じている」と述べ、調査次第では処分も検討する方針を示した。

【井上直樹】

### 「ない」日誌 実はあった

1/26/28 大阪市が隠蔽?

大阪市の職員から残業問題にらむ市民団体の監査請求に関連し、同市が「存在しない」と回答した大阪市の環境局の西北環境事業センターの業務日誌が、実際には日常的に作成されていたことがわ

かった。日誌には「収集車の乗務状況などが記されている。平松邦夫市長は25日、「調査をし、問題があれば責任の所在を明らかにしたい」と話した。同局は、組織的な隠蔽がなかったか調査する。

市民団体「見張り番」(松浦米子代表世話人)が01~04年度の業務日誌を情報公開請求したのに対し、同局は「作成していない」として非公開とした。しかし、昨年9月にカラ残業に絡む監査請求で、監査委員に、同年7月以降の業務日誌を提出した。同局は朝日新聞に対し「07年7月から作成を始めた」と説明していた。

# 業務日誌 実はあった

## 市業 残業 大阪 大カ

## 環境局 平松市長、処分を検討

1/26/34

大阪市のカラ残業問題を所計いか所すべてに保存さめぐり、市民グループの情報公開請求に対して市が「存在しない」と回答した環境局の業務日誌が、同局の環境事業センターと出張

もに、関係者の処分を検討が、同5月に「作成の必要がなく、不存在」という決定通知を受けた。

市民グループ「見張り番」が昨年3~4月、西北環境事業センターなど5か所の業務日誌を公開請求した

7~9月の業務日誌を監査委員に提出したことが分か

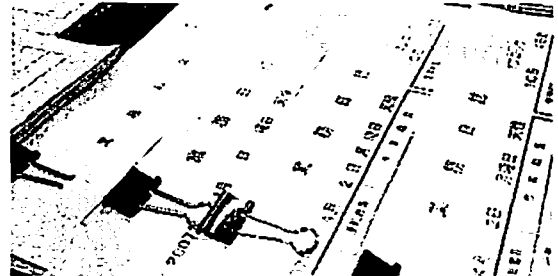
り、「見張り番」は昨年4月分の日誌を改めて請求。平松市長の指示で同局が調べたところ、昨年4月の時点で、1か所で日誌が作成されていたことがわかったという。業務日誌や日報などの名称で、職員の出勤状況のほか、ゴミ収集車などの運転手と乗務員の名前、突然に休んだ場合の理由なども記載している。

同局は「私的なメモとして廃棄したと思っていた」と釈明しているが、「見張り番」の松浦米子代表世話人は「勤務状況を知られないよう意図的に隠したのではないか。徹底的に調査すべきだ」と話している。

# 「業務日誌」の存在隠蔽

## 大阪市環境局カラ出勤問題

1/26 5/8



大阪市が「作成していない」としていた  
西北環境事業センターの業務日誌

大阪市環境局西北環境事業センター(西淀川区)でカラ出勤があったなどとする情報に基づき行われた情報公開請求で「存在しない」と回答された「業務日誌」が、日常的に作成されていたことが25日、市の内部調査で分かった。書類が確認された後、市環境局は「公開対象になる文書ではなく私的な文書」と主張を変えたが、市公文書館は「この文書を『公文書』として扱われるべきだ」としている。

平松邦夫市長は一連の騒動を「情報隠し」とも「不祥事が相次ぐ環境事業センターの意識改革などを検討する外部委員会を設置する考えを示した。今回の調査は、内部告発について調べていた市民グループ「見張り番」(松浦米子・代表世話人)から情報公開請求で存在しないとされたが作成していたとの現職職員「証言がある」という求めに応じ、平松市長の指示で行われた。今回見つかったのは、

て不存在とした判断に頭が市へ収益の納入を怠っているとして起こした住民監査請求で、市監査委員は25日、請求を却下した。

市は、「情報提供に問題があった」として処分を検討。平松市長は「公文書の認識に甘さがあり、情報隠しといわれても仕方ない。極めて遺憾だ。こういうことを繰り返していたら信用がなくなる」と話している。

これに対し、松浦代表世話人は「これまで大阪市民は、何を情報公開といつてきたのか。基本的なことがわかっていない」と話している。

大阪市の市人権協会と、市への納付金は18年度に激増したことを受け、14〜17年度までの納入を怠っているのではないかと指摘していた。

### 異例の付記

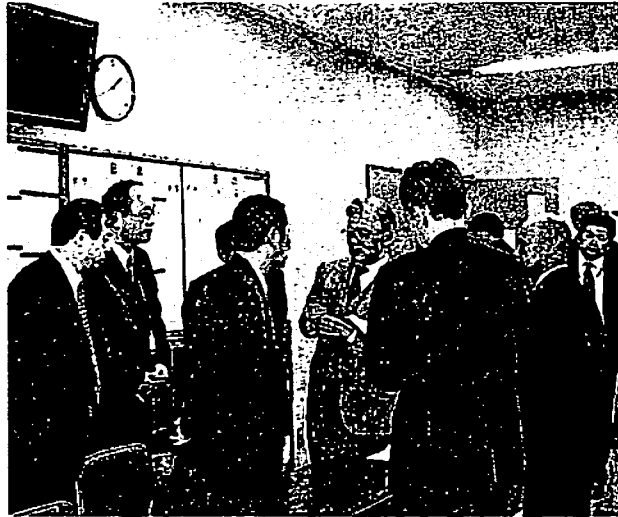
大阪市の市人権協会と、市への納付金は18年度に激増したことを受け、14〜17年度までの納入を怠っているのではないかと指摘していた。

### 住民監査では市職員の不法行為を指摘する必要

があるが、今回は不法行為の指摘がなかったため、要件を満たしていないとして、請求自体は門前払いとなったが、市監査委員は「請求の趣旨を満たすためには、法改正等の立法政策が必要になる」と指摘。法改正にまで踏み込んだ異例の付記を付けた。

市と市人権協会は、駐車場委託契約の際、収益が費用を超えた場合、3分の2を市に納入する仕組みになっていた。請求では平成14〜18年度までに駐車場の売上高に変化がないにもかかわらず、市への納付金は18年度に激増したことを受け、14〜17年度までの納入を怠っているのではないかと指摘していた。

情報公開について調査するよう担当者らに指示を出す平松市長（中央）＝午前1時40分、大阪市役所



# 平松市長「徹底的に再調査」

1/26 Se.11

## 「業務日誌」隠蔽で未明の緊急会見

大阪市環境局が当初、「存在しない」としていた「業務日誌」が確認された問題で、平松邦夫市長が26日未明、異例の緊急会見を開き、業務日誌の存在が発覚した経緯などを説明。「職員の公文書に対する意識も含め、どこを正していかななくてはならないか徹底的に再調査したい」と語った。

問題となった業務日誌は、西北環境事業センター（西淀川区）でカラ出勤があったなどとして、市民グループ「見張り番」（松浦

米子・代表世話人）が行った情報公開請求に対し、存在しないとされた。

会見では、西北環境事業センターが「文書はない」と報告したことをうのみにして、環境局が存在の有無を調べず文書を「不存在による非公開」と回答していたことが判明した。

平松市長は、非公開とされた詳しい経緯などについて再調査することを約束した上で「見張り番の方には不誠実な対応だった。こういうことがないように情報公開の体制をつくりたい」と話した。平松市長は退席して自宅にいたが、再び市役所に戻って会見した。

## 大阪市環境局・情報公開問題

# 日誌「4月分」も存在 市長異例の未明会見

1/27 A32

市民団体の情報公開請求にからみ、大阪市環境局が「存在しない」としていた文書が存在した問題で、平松邦夫市長は26日未明、異例の記者会見

を開いた。

問題の文書は西北環境事業センターの業務日誌。環境局は「業務日誌は7月から作成をはじめ、それ以前のものには存在しない」としていたが、4月分が存在するこ

とが分かった。平松市長は午前1時ごろから約40分にわたって記者会見に臨み、「情報公開を掲げて就任した直後にこうしたことになって申し訳ない。徹底的に調査する」と表明した。